

○午後1時開会

○議長（松澤利行君） ただいまから平成30年第1回品川区議会臨時会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○議長（松澤利行君） 会議録署名議員をご指名申し上げます。

高橋伸明君
飯沼雅子君

ご了承願います。

この際、ご報告いたします。

本日の会議につきましては、傍聴人より録音および写真撮影の申請が議長に提出されましたので、品川区議会傍聴規則第8条の規定により、これを許可いたしました。

○日 程

○議長（松澤利行君） これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

○会期決定について

○議長（松澤利行君）

日程第1

会期の決定について

を議題に供します。

今期臨時会の会期を本日1日といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○伊藤昌宏君 動議を求めたいと思います。

松澤利行議長に対する不信任決議についての動議を求めます。

以上。

○議長（松澤利行君） ただいま伊藤君から議長の不信任動議が提出されました。

本動議の成立には、会議規則第16条第1項の規定により、ほかに2名以上の賛成者を必要といたします。

本動議に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松澤利行君） 挙手、所定数以上であります。よって、本動議は成立いたしました。

この際、議事の整理が必要でありますので、暫時休憩いたします。

○午後1時01分休憩

○午後3時25分開議

○副議長（この孝子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議長の不信任動議について確認を行いました。

本動議をお手元に配付してあります追加議事日程（3）として本日の日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（この孝子君） ご異議なしと認めます。よって、日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程（3）の日程第1を議題に供します。

追加日程（3）第1

議長の不信任に関する動議

○副議長（この孝子君） 本件について説明願います。

〔伊藤昌宏君登壇〕

○伊藤昌宏君 議長の不信任に関する動議。

上記の動議を提出いたします。

平成30年5月29日。

提出者、渡部茂、本多健信、石田秀男、横山由香理、鈴木真澄、大沢真一、渡辺裕一、鈴木博、高橋伸明、伊藤昌宏。

品川区議会議長、松澤利行様。

議長の不信任に関する動議。

本区議会は、下記の理由により松澤利行議長を信任しない。

理由。議長不信任動議の提出理由を説明いたします。

昨年4月末に自民党・子ども未来の会派で次期人事の話し合いが行われました。松澤利行議員を議長候補として推薦する前提条件は、消防団長の兼職はしない、任期は1年として3期3年はやらないというものでした。現議長は会派全員の前で自ら、消防団長は就任後直ちに辞職する。議長の任期は前回が1期1年であり自分も3期3年はやらないと考えているので1期1年、計2期2年で辞職するので、何としても会派の中で候補者にしてほしいと発言をしました。会派のメンバー全員が、条件付きで承認をし、会派として、他会派の皆様にもお願いさせていただき、現議長があります。

初めに、5月21日の議会運営委員会において、我々が議長に「約束通り辞任するものと考えている。」と問うも、議長は会派を除名になったことで「会派での約束はすべて終わっている。」と発言しました。さらに議会との信頼関係が崩壊していることについて、関係改善をどう考えているのかと問うと、「議会として信頼関係が損なわれていると私も感じているが、除名された以上、自分から自民党幹事長に話をもっていけない。自民党幹事長から話があるのを待っている。」と発言しました。最大会派である自民党・子ども未来から他会派への推薦・協力があり現在の職があります。その信頼関係を自らの行動で崩壊させ、会派除名になりながら、この間、関係の改善を自ら図ることもなく「相手の問題」だと考えるなど、議会を代表する議長としての資質、資格は著しく欠けていると言わざるを得ません。

次に、議長は競馬議会の一般質問で質問をしました。競馬議会には区を代表して議長が参加します。議長には質問する権利があります。その場で、厩舎の建て替えについて質問をされました。議長は厩務

員の方々からの話を受けて質問をしました。この問題は長年の案件であり、建て替えか移転か、様々な意見があります。議長は建て替えを主張されました。「一方の考えだけで質問するのではなく、本場があるからこそ、様々な意見を踏まえて質問をするべきではないか。」との問いに「私はよい質問をした。私が悪い質問をしたような、能力が足りないようなことを言われ大変に心外に思っている。」と答弁されています。この答弁は、これまで松澤議員が繰り返してきた言動の象徴であり、多方面の意見を聞くことも、理解もしていません。議長の職責を果たす能力が大いに欠如していると考えます。

さらに、西本貴子議員の政務活動費が確定していない。西本議員の主張は「適切な支出なので返還しない。」これに対し議長は「不適切ではないか。」話し合いがつかないため議長に返還請求権がないので、区長部局に報告し、現在は対応を待っているとのことである。議長も議会の中での問題なので、極力、議会の中での話し合いが第一と思っている。区長部局も、最初は議会の中できちんと話をした上でと言われている。それは、我々も、その通りであると考えている。従って、このような時のために議会に改めて、あり方検討会の立ち上げや、すでに予算化されている、第三者委員会の設置をするべきであった。なぜ、できなかったかとの問いに「第三者委員会をつくろうという考えは持っていなかった。皆さんから議運の中で立ち上げるべきという意見があれば早急に諮って立ち上げていきたい」と答弁されました。第三者委員会設置は予算化する際の議論があり、繰り返しになりますが、すでに予算化されています。「考えを持っていなかった」などという答弁は、大変驚くべきひどい発言であり、職務怠慢と言わざるを得ません。

最後に、議場の傍聴者の拍手のみならず、繰り返される野次、暴言などの不規則発言によって、現在非常に混乱している。品川区議会傍聴規則第10条には「傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。」と定められている。議長がどのように考えているか問うたところ、「その前に議員から拍手が出て、誘導されるような形で傍聴者が拍手をしているので、まず議員が自制するべきだ。」と答弁。幹事長会や議会運営委員会において、議員を含めた議場での拍手や発言について、「議員から正していこう」というのは、我々議員ではなく、議員を招集できる議長の立場からではないのか。招集しないのは職務怠慢。「なぜですか？」との問いに「私は今、1人会派の身なものですから、何となくそういう風に会議を招集するのは、しづらいなどの意識だった。」と答弁。このように、自らの発言した約束を守らず、信頼関係が崩壊。議長として議会での信頼関係が損なわれていると感じているものの、除名され自ら関係改善は行わず、相手の問題であるとの発言を繰り返す。政務活動費のあり方検討会の立ち上げも考えず、第三者委員会に至っては予算化されていることも把握、理解しておらず設置の考えは無かったという。議場の混乱も、今、1人会派であるために解決に向けた会議は招集しづらかったと発言する。会派内で自ら発言した「1年で辞職する」との約束の反故も「除名になったことで全て解決しており終わったことだ。」と発言する。最大会派から他会派への推薦・協力があつたから議長に就任できたわけで、1人会派の議長では、本人も認めたように、信頼関係も崩壊したまま改善を図ることもできません。5月28日、自民党・子ども未来幹事長が議長から会いたいと言われ、議長室に向かいました。関係改善のため、辞表を書くことを期待して行きましたが、冒頭からこれまで通り他人や会派の批判、自分の行動は正しいという主張ばかりで、「議長は辞めない。」の一点張りでした。5月21日に言われて、関係改善を図ろうとする意志や感覚がなく、その場しのぎのアリバイ作りでしかありません。このように現在の議会は不正常であり、混乱しています。議長が辞任することが議会の正常化に繋がります。品川区民の皆様が安全安心な区民生活を送るために重要な役割を担う議会。その健全、円滑な運営のために、改めて、迅速に交渉会派の中から議長を

選任するべきと考えます。

このようなことから提出者一同、議長不信任動議提出という大きな決断をいたしました。皆様にもご理解を頂き、議長不信任動議を可決して頂きますことをお願いし、提案説明とします。よろしくお願いたします。

以上。

○副議長（こんの孝子君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（こんの孝子君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件につきましては直ちに採決をいたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（こんの孝子君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（こんの孝子君） ただいまの出席議員数は私を除き36人であります。

投票用紙を配付する前に念のため申し上げます。投票用紙には、本件を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否、反対とみなします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（こんの孝子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（こんの孝子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○副議長（こんの孝子君） 異常なしと認めます。

これより投票を行います。

点呼に応じて順次投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

〔氏名点呼〕

〔各員投票〕

○副議長（こんの孝子君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（こんの孝子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（このの孝子君） これより開票を行います。

お諮りいたします。

会議規則第125条により準用する同規則第31条第2項の規定により、立会人として本多健信君、あくつ広王君を指名いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（このの孝子君） ご異議なしと認めます。

よって、立会人は本多健信君、あくつ広王君に決定いたしました。

両君に開票の立ち会いをお願いいたします。

〔投票点検〕

○副議長（このの孝子君） 投票結果を事務局長に報告させます。

○事務局長（久保田善行君） 投票結果を報告いたします。

投票総数	29票
賛成	19票
反対	10票

○副議長（このの孝子君） 以上のとおり投票総数が出席議員数に7票不足しております。これは棄権したもののみなします。

したがって、投票総数29票、賛成19票、反対10票、ほかに棄権7票であります。

以上のとおり、賛成19票、賛成多数であります。

よって、本件は可決されました。

この際、あらかじめ会議時間を延長し、暫時休憩いたします。

○午後3時49分休憩

○午後6時20分開議

○副議長（このの孝子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいまお手元に配付してあります追加議事日程を本日の日程に追加し、直ちに議題といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（このの孝子君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1を議題に供します。

追加日程第1

請願・陳情審査結果報告（1）

○副議長（このの孝子君） 本件については、お手元に配付のとおり、所管の委員長から請願・陳情審

査結果報告書（１）が提出されております。

お諮りいたします。

所管の委員長からの審査結果報告書（１）のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（この孝子君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は審査結果報告書（１）のとおり決定いたしました。

次に、追加日程第２を議題に供します。

追加日程第２

請願・陳情審査結果報告（２）

○副議長（この孝子君） 厚生委員長から報告願います。

〔石田秀男君登壇〕

○厚生委員長（石田秀男君） ただいま議題に供されました、追加議事日程第２、請願・陳情審査結果報告（２）の内容として、５月１４日の厚生委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本件は、平成３０年陳情第３号、荏原地域に障害者施設の整備に関する陳情であり、２月２３日の本会議において当委員会に審査を付託されたものであります。

本陳情の趣旨は、荏原地域に就労継続支援Ｂ型やグループホームなどの障害者施設の整備を求めるものであります。

初めに、理事者に説明を求め、理事者より、荏原地域の障害者施設の整備については、以前より障害者７団体等から意見をいただいております、区内他地域と比べ、通所施設・グループホームともに不足している状況を区としても認識し、課題と捉えていたため、第５期品川区障害福祉計画では、グループホーム開設助成等により、荏原地域での事業所開設を積極的に推進していくよう明記したなどの説明がありました。

続いて、質疑に入り、委員より、１、荏原地域におけるグループホームや通所施設の整備目標について、２、指定管理者制度で整備する場合と民設民営で整備する場合のスケジュール感についてなどの質疑があり、理事者より、１の荏原地域におけるグループホームや通所施設の整備目標については、平成３２年度までの３年計画である、第５期品川区障害福祉計画の中で、荏原地域を重点地域としつつ、他地域でも整備可能なところについては整備していく考えである。

２の指定管理者制度で整備する場合と民設民営で整備する場合のスケジュール感については、どちらにしても土地の取得や物理的な整備に時間がかかるが、あらゆる手法を使っていくなどの答弁がありました。

また、本陳情に賛成の立場の委員より、整備を一日も早く実現させるためには、本陳情を後押ししていくべきであるという意見がある一方、本陳情に反対の立場の委員より、第５期品川区障害福祉計画策定以前から各団体の声を受け、それを区として十分理解し、本陳情の目的に応えた対応がされているなどの意見がありました。

質疑終了後、本陳情の取り扱いについてお諮りしたところ、結論を出すこととなったため、採決を行いました。

採決の結果、平成３０年陳情第３号は、賛成少数により不採択にすべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります

○副議長（このの孝子君） 厚生委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（このの孝子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件につきましては、1名の方から討論の通告があります。ご発言願います。

鈴木ひろ子君。

〔鈴木ひろ子君登壇〕

○鈴木ひろ子君 日本共産党を代表して、平成30年陳情第3号、荏原地域に障害者施設の整備に関する陳情に対する賛成討論を行います。

この陳情は、品川区の障害者福祉を考える会から出されたものであり、荏原地域に障害者施設がほとんどないことによる窮状を訴え、荏原地域に就労継続支援B型やグループホームなどの障害者施設の整備を求めています。

以下、賛成の理由を述べます。

第1に、荏原地域に障害者施設が極端に少ないため、荏原地域に住む障害者が困難を強いられており、一日も早い整備が求められています。荏原地域は、豊町、二葉、戸越、中延、旗の台、荏原、平塚、小山など、品川区の人口の3分の1を超える区民が居住する広大な地域であるのに、障害者施設は身障者会館と5人定員のグループホーム、旗の台つばさの家しかありません。中でも就労継続支援B型は1か所もありません。陳情者は、通所に電車やバスを乗り継がないと行くことができない。バス停からも遠く、冬季は真っ暗な道を歩くことになり、女性には危険が大きいこと、さらに、工賃に比して高額な交通費がかかること、そのため送迎つきの生活介護を選択せざるを得ない現状や、障害者施設がどこも定員を超過して個々の能力に応じた施設の選択ができないと訴えています。荏原地域に住む障害者にとって、施設利用が保証されず、通所に困難を強いる、工賃の多くが交通費で消えるという理不尽な状況は一日も早く改善すべきです。

2つ目に、今回陳情者が求めている就労継続支援B型やグループホームの整備率は、荏原地域に限らず、品川全体で23区中最低レベルであり、早急の引き上げが必要だという問題です。就労継続支援B型は23区中21位、グループホームは知的が20位、精神が22位という状況です。そのため、就労継続支援B型は多くの施設が定員を超えて受け入れざるを得ない状況です。それでも、受け入れ先がなく、他区の施設まで通わざるを得ない人が数十人に上っています。就労継続支援B型は、多くの区が整備する中、品川区は、平成6年の西大井福祉園を最後に25年間1つもつくってきませんでした。グループホームは、昨年、10人定員の金子山グループホームが開設されましたが、2か所廃止されたため、定員数は逆に減っています。そのため、希望者が入れないだけでなく、多くの障害者が北関東や東北、北海道など、はるか遠い施設に入所、入居したまま、家族と会うこともできない状況が放置されています。

さらに、整備率が極端に低いのに加え、特に重度の障害者を受け入れるところがありません。障害者は、区の資料からも、この5年間で愛の手帳所持者数が約20%、300人増加、精神障害者保健福祉手帳認定者数が33%、600人増加しており、18歳未満の身体障害者手帳、愛の手帳もともに増加しており、今後、需要はますますふえると予想されます。品川区も荏原地域に施設が少ないことを認め、施設整備を推進する方針を計画に明記しました。さらに、今回の陳情審査で、課長から、これまでの態度を変えて、初めて計画の中で荏原地域に事業所開設を積極的に推進していく決意を表明した、「区民の皆様

誠実に応えるために、ゴールをめざして必死に取り組む決意です」と積極的な答弁がされました。日本共産党はこれを評価します。

ところが、厚生委員会では、共産党は採択を主張しましたが、残念ながら、自民・子ども未来、公明、民進、無所属が不採択を主張、賛成少数で不採択となりました。これは、区の事業所開設を積極的に推進する決意を否定するものであり、委員会として、障害者とその家族の切実な願いに背を向けるものです。障害者家族の切実な願いの実現には、需要を把握し、必要数を明らかにすること、その数をいつまでにどうつくるのか、計画策定が必要です。一日も早く実現させるために、議会として陳情を採択し、区の姿勢を後押しすることこそ必要ではないでしょうか。23区で最低レベルとなっている施設整備を前進させ、障害者と家族が安心して暮らせる品川区となるよう、陳情の採択を呼びかけまして、賛成討論といたします。（拍手）

○副議長（このの孝子君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

本件につきましては、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択であります。

平成30年陳情第3号について採決いたします。

本件陳情を採択することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（このの孝子君） 起立少数であります。

ご着席願います。

よって、本件陳情は不採択とすることに決定いたしました。

次に、追加日程第3を議題に供します。

追加日程第3

請願・陳情審査結果報告（3）

○副議長（このの孝子君） 行財政改革特別委員長から報告願います。

〔鈴木ひろ子君登壇〕

○行財政改革特別委員長（鈴木ひろ子君） ただいま議題に供されました追加議事日程第3、請願・陳情審査結果報告（3）の内容について、行財政改革特別委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本件は、平成30年陳情第7号、羽田新ルート計画について、区長の国交省交渉の全容を明らかにするよう求める陳情で、3月27日に本委員会に審査を付託され、5月16日の委員会で審査を行いました。

本陳情の趣旨は、国との交渉の経過および内容についての記録を含め全容を明らかにすること、および羽田新ルート計画の撤回を求めるものであります。

質疑において、委員より、1、国交省交渉時に区長が要望した具体的な内容について、2、国との交渉記録が区側にないことについて、3、不動産価値への影響について、4、首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会の開催時期と区の要望についてなどの質疑があり、理事者より、1の国交省交渉時に区長が要望した具体的な内容については、騒音、安全対策、住民への丁寧な説明を求めたが、一つ一つの個別具体的な内容については申し入れていない。

2の国との交渉記録が区側にないことについては、会議の形態や内容に応じて記録作成の必要性をその都度判断しているものであり、今回の国交省との交渉については、伝えるべき内容が明確で、かつ十分に相手方に内容が伝わったものと考え、記録の作成を行わなかったものである。

3の不動産価値への影響については、そもそも不動産価値自体がさまざまな要因によって決定されるものであるため、現段階では新飛行ルート案との直接的な因果関係は不明である。

4の首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会の開催時期と区の要望については、次回の開催時期は現状未定であるが、区は今後とも落下物や騒音影響等へのさらなる対策の強化と区民への丁寧な説明の実施について、引き続き国に求めていくものであるなどの答弁がありました。

質疑終了後、本陳情の取り扱いについて諮った結果、結論を出すことに決定いたしました。

また、各会派の態度確認においては、委員より、案件の重要性や、今後、本計画に与える影響の大きさを考えれば、交渉の記録を作成し、区民に報告すべきであるなどの理由から本陳情に賛成するとの表明がありました。

採決の結果、平成30年陳情第7号は賛成少数により不採択にすべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○副議長（このの孝子君） 行財政改革特別委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（このの孝子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件につきましては、1名の方から討論の通告があります。ご発言願います。

安藤たい作君。

〔安藤たい作君登壇〕

○安藤たい作君 日本共産党を代表して、陳情第7号、羽田新ルート計画について、区長の国交省交渉の全容を明らかにするよう求める陳情に対する賛成討論を行います。

羽田新ルート計画について、区長は、それまで区議会では了承していないと語っていましたが、昨年11月のタウンミーティングでは、品川区民としてはデメリットだけ、由々しき問題、だが、国策なら甘受すると、2年も前に、国に容認する姿勢を伝えていたという、区民を裏切る行為を行っていたことを区長自身が明かすということがありました。

ところが、このときのやりとりを記した記録が品川区には不存在。全くないということでした。一方、国交省からは、浜野区長が2016年4月と5月に国交省に出向いて審議官と事務次官に会い、計画を理解するとの立場を伝え、国がそれに感謝を示したとする記録が開示されました。

そこで、この陳情は、事の真相を明らかにするために、その交渉の経緯とともに、区長がどういう見解を述べ、かつ要望したのか、国からはどのような返事があったのか、交渉の記録の提示を求めるとともに、そのやりとりの全容の報告を求めたものであり、あわせて計画を白紙撤回するよう国と交渉することを求めたものです。

以下、陳情へ賛成の理由を3点述べます。

1点目は、この件で記録を残さないことそのものが、区政運営上、大問題だということです。言うまでもなく、この新ルート計画は、騒音、落下物、大気汚染、資産価値の下落など、区民の暮らしと安全に大きくかかわるものです。国の代表である区長がみずからこの事業者である国交省の事務方トップとナンバー2に直接会い交渉する。こんな重要な機会だというのに、区は事前の打ち合わせのまとめも、

事前に国に要請内容を伝える文書も、当日意見を伝える際のメモも、交渉内容やその結果の記録も一切つくらなかつたというのです。その理由を、区は、どういう場合に公文書を残さなければならないよと書かれている法律はない。今回は区の政策を求めたり、態度を表明するものではなく、落下物対策、騒音、丁寧な説明、再三再四、国に要望している3つの視点をその場で求め、しっかり伝わったし、当日、細かいやりとりもなかつたなどとし、部長の責任で残す必要がないという判断に至ったと説明しました。

今回のトップ交渉で区長が区民の代表として何を言ったのか、何が約束されたのかは、この計画案が現実のものになるかどうかにとって重大な分岐点です。交渉の中で、およそ区民に公表できない発言があったのではないかと疑いも払拭できません。

しかし、文書が全く作成されなかつたということは、将来にわたって誰も検証しようがない。密室政治は民意に背く行政の暴走を招きます。民主主義にとっても許しがたいことです。

公文書管理法は、公文書を健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものと指摘。その適正な管理、適切な保存および利用等を図り、行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、現在および将来の国民に説明する責務が全うされるようにすると、その目的を定めています。

さらに、第4条では、その作成を、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程ならびに事務および事業の実績を合理的に後づけ、または検証することができるよう文書を作成しなければならないとあります。例外は、処理に係る事案が軽微なものである場合とありますが、今回のケースが軽微なものでないことは明らかです。

区は、議事録をつくるつくらないという判断よりも、しっかり区の思いは伝えてきたというところは参加した者が感じて、それを持ち帰って事務レベルにも口頭で伝えたというところと、みずからの判断を正当化しました。

国が言うことを聞いてくれたくれないで判断するものではない。交渉の内容いかにかわらず、軽微な事案を除いて、過程も含めて記録に残すのが公文書管理法の精神です。今回の区のやり方はこれに反しています。

4月からは担当課長が変わりましたが、この仕事の引き継ぎはどうしたのでしょうか。前任者が、記録がないので記憶をそらんじて報告し、新任の課長はその記憶を頼りに仕事を行っている。区民の命や安全にかかわる重大な問題がこのように扱われているという異常な区政運営です。

区民の暮らしと命にかかわる大問題において、記録を残さず、それに何の反省もない。もはや区長には行政を運営する資格も能力もないと言いたいと思います。

2点目は、区長は計画を容認した上で取引をしていることは明らかにもかかわらず、それをごまかしているという点です。

区はこれまで計画に反対表明をとの求めに対して、新ルートと機能強化は別、機能強化というのは一定理解するが、新ルートについて容認したわけではないと繰り返してきました。しかし、真相は、2年も前に、区民にも議会にも隠して国交省に出かけ、計画を容認していたのです。この件でやりとりがうかがい知れる文書は、タウンミーティング議事録要旨での区長みずからによる発言しかありませんが、そこで紹介されている区長の発言は、品川区としては何のメリットもない。それでもどうしてもやるなら、品川区にとってメリットがあることを提示してもらいたいという交渉をした。飛行機が飛ばないのが一番いいのですが、どこかを飛ばなければならない。新計画を打てるとしたら、品川区にとって別のメリットをしっかりと提示してほしいです。デメリットしかないという区長の発言は、国の機能強化と

というのが品川の上を飛ぶ新ルートであることをしっかり自覚していることを示しています。そして、発言全体は、品川区が提示されるメリット次第では、計画を受けるという態度の表明です。これが計画容認でなくて何なののでしょうか。しかも、今回の計画は、落下物や万一の墜落事故の危険を呼び込むものです。先日24日には、熊本で離着直後の航空機のエンジントラブルで金属片が落下、病院の窓ガラスを割ったり、車に当たるといふ事故がありました。命にかわるメリットなど存在しません。区民、議会には容認していないと言いながら、国には容認を伝える二枚舌で、計画推進の後押しをする背信行為は絶対に許せません。

3点目は、区が計画へ反対表明をかたくなにしようとしなないことの背信性です。

安倍首相は、1月の施政方針演説で、飛行経路の見直しに向けた騒音対策を進め、地元の理解を得て、2020年までに8万回の発着枠拡大を実現すると述べました。地元とは、言うまでもなく、着陸寸前で大きな影響を受ける、この品川区です。品川区が、地元は理解などしていないとの明確な意思表示を行えば、この新ルート計画は進められないのです。地元の理解とはどういう形で判断されるのか。東京都の航空政策担当部長は、2月の都議会で、新たな飛行経路案を決定する際に、国は協議会を開催する予定、その際には連絡会を開催し、関係区市と情報共有および意見交換を実施することなどにより意見を取りまとめ、協議会に反映させていくと答弁しました。連絡会とは、各区の副区長も参加するものですが、今まで一度も開かれておりません。初めて開かれるこの連絡会が、事実上、意思決定の場となる危険があります。

私は委員会で、協議会、連絡会に向けて、区は、区のどんな意思をどのように反映するのか、理解していないと意見を言うのかと何度ただしても、最後まで答弁はありませんでした。結局、区は反対意思を表明する気がない。計画そのものを阻止するために必要な行動は何もしない。沈黙は容認であり、区民の切実な願いに背くものです。

以上3点、賛成理由を述べました。議会は、こうした区を追認するのではなく、住民の目線で厳しく行政をチェックするという議会の役割をしっかりと果たすべきです。また、住民の暮らしと命を脅かす羽田新ルート計画実施まであと2年を切る状況下で、陳情の採択で、地元の議会としても、計画に反対の意思を明確に示し、計画撤回を迫るべきです。

改めて議場の皆様に陳情への賛成を呼びかけて、討論を終わります。（拍手）

○副議長（こんの孝子君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

本件につきましては、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択であります。

平成30年陳情第7号について採決いたします。

本件陳情を採択することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（こんの孝子君） 起立少数であります。

ご着席願います。

よって、本件陳情は不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第2を議題に供します。

日程第2

常任委員の選任について

○副議長（このの孝子君） お諮りいたします。常任委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付してあります常任委員名簿のとおり指名いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（このの孝子君） ご異議なしと認めます。よって、常任委員はお手元に配付の常任委員名簿のとおり選任することに決定いたしました。

次に、日程第3を議題に供します。

日程第3

議会運営委員の選任について

○副議長（このの孝子君） お諮りいたします。議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付してあります議会運営委員名簿のとおり指名いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（このの孝子君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員はお手元に配付の議会運営委員名簿のとおり選任することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいまお手元に配付してあります追加議事日程（2）を本日の日程に追加し、直ちに議題といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（このの孝子君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程（2）の日程第1を議題に供します。

追加日程（2）第1

行財政改革特別委員会設置に関する動議

○副議長（このの孝子君） 本件に関する動議は、文書によりお手元に配付してありますので、朗読は省略いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、動議のとおり行財政改革特別委員会を設置し、これに調査事項を付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（このの孝子君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は動議のとおり行財政改革特別委員会を設置し、これに調査事項を付託することに決定いたしました。

次に、追加日程（２）の日程第２を議題に供します。

追加日程（２）第２

オリンピック・パラリンピック推進特別委員の辞任許可について

○副議長（このの孝子君） お諮りいたします。

本件につきましては、お手元に配付してあります文書のとおり、オリンピック・パラリンピック推進特別委員より辞任願が提出されております。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（このの孝子君） ご異議なしと認めます。

よって、辞任を許可することに決定いたしました。

次に、追加日程（２）の日程第３を議題に供します。

追加日程（２）第３

特別委員の選任について

○副議長（このの孝子君） お諮りいたします。

特別委員の委員の選任につきましては、委員会条例第６条第１項の規定により、お手元に配付してあります特別委員名簿のとおり指名いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（このの孝子君） ご異議なしと認めます。

よって、特別委員はお手元に配付の特別委員名簿のとおり選任することに決定いたしました。

この際、各常任委員会、議会運営委員会および各特別委員会の正副委員長互選のため休憩し、お手元に配付してあります文書による開催場所に各委員会をそれぞれ招集いたします。ご了承願います。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後６時４９分休憩

○午後７時４１分開議

○副議長（このの孝子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各委員会が開催され、正副委員長が決定いたしましたので、ご報告いたします。

総務委員会

委員長 伊藤昌宏君

副委員長 新妻さえ子君

区民委員会

委員長 本多健信君

副委員長 浅野ひろゆき君

厚生委員会

委員長 石田秀男君

副委員長 鈴木 ひろ子 君
建設委員会
委員長 たけうち 忍 君
副委員長 松永 よしひろ 君
文教委員会
委員長 塚本 よしひろ 君
副委員長 鈴木 博 君
議会運営委員会
委員長 渡部 茂 君
副委員長 若林 ひろき 君
副委員長 飯沼 雅子 君
行財政改革特別委員会
委員長 中塚 亮 君
副委員長 大沢 真一 君
オリンピック・パラリンピック推進特別委員会
委員長 いながわ 貴之 君
副委員長 鈴木 真澄 君

○副議長（この孝子君） 以上のとおりであります。

次に、追加日程（2）の日程第4を議題に供します。

追加日程（2）第4

議会閉会中継続審査調査事項

○副議長（この孝子君） 本件につきましては、お手元に配付の特別委員会特定事件継続調査事項表のとおり、行財政改革特別委員長から閉会中も審査調査を要する旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

行財政改革特別委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（この孝子君） ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして平成30年第1回品川区議会臨時会を閉会いたします。

○午後7時44分閉会

議長 松澤 利行
副議長 この孝子
署名人 高橋 伸明
同 飯沼 雅子